

外貨建て生命保険契約に係る課税の在り方
について

上 田 正 勝

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 育 官 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

外貨建て生命保険契約の課税に関しては、所得税法 57 条の 3 に基づいて、保険金についてはその収入した時点で、保険料についてはその支出の時点で邦貨換算し、邦貨建ての生命保険契約における規定を適用することになる。

ところで、生命保険契約は、特則や特約による転換や受け取り方法の変更などにより、かなり柔軟に契約内容を変更することが可能であるところ、このような契約内容の変更の際の税務上の取扱いは、転換通達（昭和 53 年 2 月 20 日付直資 2-36、直所 3-5「契約転換制度の所得税法及び相続税法上の取扱いについて」）のような個別通達や文書回答事例などによって明らかにされているところである。

しかし、生命保険契約が外貨建てであった場合、各種の契約内容の変更が同条に規定する外貨建取引に当たるかどうか、また、邦貨建ての場合の取り扱いをそのまま適用することが適当なのかといった検討が必要になると考えられる。

このように、外貨建て生命保険契約に係る課税上の取扱いについては必ずしも明確とは言い切れないところもあると思われるところ、その考え方を整理することとする。

2 研究の概要

（1）生命保険契約の契約内容の変更と課税

イ 生命保険契約の契約内容の変更の類型

保険契約の関係者の変更は、生命保険契約の契約内容の大きな変更と考えられる。保険契約の関係者として、保険契約者、被保険者及び保険金受取人を上げることができるが、被保険者については、その変更は想定されていないことから、保険契約者及び保険金受取人の変更について検討する。

保険契約者の変更は、「通常、約款において、保険契約者の変更について規定」されている。そして、「通常、約款では、保険契約者はその権利・義務のすべてを第三者に承継させることができる旨規定」されている。これは「保険契約上の権利を包括的に移転すること（契約上の地位の移転）であり、その中には、財産的価値がある権利も含まれる。

課税の観点からすると、保険契約者の変更は財産的価値を有する生命保険契約の譲渡（贈与）という性質があることから、この時点で課税関係が生じる可能性があることになる。

しかし、これについては、相続税法の規定が、保険事故等の発生時に、保険料負担割合に応じて保険金額を分割し、それぞれの保険料負担者と保険金受取人の関係に応じた課税を行うこととしており、その趣旨として、「法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定を通じてみれば、生命保険金については、保険料負担者が異なっても保険事故の生じた際に課税関係を完結させることを意図していると考えられる」と指摘されている。

このことは、所得税法の観点からすると、生命保険契約に関する課税は、保険事故等の発生時に保険金によって所得が実現すると考えて、そこで課税を行うことを原則的な取り扱いとしているとも言える。

これらの税法の規定及びその趣旨から、保険契約に対する権利を有する者である保険契約者を変更したとしても、その時点では、原則として所得税及び贈与税の課税関係を生じさせないこととなっている。

次に、保険金受取人は、「保険事故や給付事由の発生によって、保険金請求権を取得する者」である。

そして、この保険金請求権は、「保険事故の発生という停止条件に加えて、保険契約者が変更権を行使しないという解除条件も付されたきわめて不安定な権利」であり、「保険事故や給付事由が発生してはじめて具体的な金銭債権となる」。

これを受けて、相続税法基本通達 3・34 が規定されており、相続税法基本通達逐条解説において、「生命保険契約においては、保険金受取人は、

保険事故の発生により保険金を取得するが、保険事故の発生前においては、契約者が、いつでもその生命保険契約を解約することができること、また、保険金受取人を変更することができることなどから保険金受取人の地位はきわめて不安定なものである。

したがって、生命保険契約の保険事故発生前において、保険金受取人となるべき者が死亡したとしても、その者が契約者でもなく、保険料の負担者でもない場合には、何ら課税関係は生ずる余地がない。相基通 3-34 は、このことを留意的に明らかにしたものである。」と解説されている。

そして、これらの権利関係は、保険金受取人の死亡以外での変更の際にも同様であることから、保険金受取人の変更の際には、課税関係は生じないこととされている。

以上の検討から、保険契約の関係者である、保険契約者及び保険金受取人の変更の際には、課税関係は生じないこととされており、それは、適切な取り扱いであるといえる。

ロ 転換

生命保険契約の契約内容を変更する方法として多く利用されるのが転換制度である。

転換特則は、「民法上の更改契約（民法 513 条～518 条）をモデルとして「生命保険契約（転換契約）の申込みと承諾によって新しい生命保険契約（転換後契約）を成立させると同時に、新たな生命保険契約に責任準備金等の転換価格を持ち込んだ既契約（被転換契約）を消滅させる」ことを主たる条項として作成された約款」である。

そのため、「新契約と既契約は同一性をもたず、既契約について存する抗弁は転換後契約に引き継がれない」こととなる。

しかし、「契約転換制度の本来の趣旨である「被転換契約について有していた保険契約者の地位の引継ぎ」の精神を生かすため」、「一定の要件のもとに保険契約者の便宜を図って」おり、「その点で、契約転換の法的

性質は単なる「更改」とは異なる」ものである。

つまり、「旧契約と新契約は別個の契約であるとしつつ、実質的には保険契約者の地位の継続性を認めるという観点」を有した条件付きの契約となっていると捉えることができる。

転換を経済的に見ると、転換契約は、「解約控除をせずに、既存の生命保険の責任準備金（契約者価額としての保険料積立金）を新契約の責任準備金に充当」する制度である。

また、保険数理の観点からは、転換とは「契約者価額の責任準備金を原資」として「原保険契約とは保険種類を異にする保険種類へ移行する仕組み」であるとされ、責任準備金を清算したり目減りさせたりすることなく新契約に引き継ぐという点で、経済的実質における継続性を認めることができる。

このような継続性も存在することから、税務上も、「①転換前契約と保険契約者及び被保険者が同一であること、②契約者配当の権利を引き継ぐこと、③転換前契約の死亡保障の範囲内（死亡保険金、保険期間）での危険選択を行わないこと、④告知義務違反による契約解除や自殺による保険金支払免責等の場合での転換前契約への復帰が認められること、及び⑤転換前契約を解約処理するものでないこと」という性質を持ち、「転換前契約の責任準備金等を転換後契約の責任準備金等に引継ぐ方法により行なわれる契約転換は、実質的に契約内容の変更であり、転換に伴う所得税及び贈与税の課税関係は生じない」と取り扱うことを明らかにしている。

同時に、契約者に対する貸付金が転換時に、責任準備金との相殺により精算された場合について、契約者と保険料負担者との関係に応じて所得税または贈与税の課税関係が生じることも明らかにしている。

これまで見てきたように、転換に際して、責任準備金が流出する部分を除いて、転換に伴う所得税及び贈与税の課税関係は生じないこととする現在の取り扱い、保険契約者の変更に関して所得税法の観点から検

討したときと同様に、生命保険契約に関する課税は、保険事故等の発生時に保険金等による所得が実現すると考えて、そこで課税を行おうとすることも整合性が取れたものであり、適当なものであるといえる。

ところで、転換通達の、「転換前契約の死亡保障の範囲内(死亡保険金、保険期間)での危険選択を行わないこと」との文言からは、死亡保障の生命保険契約をやはり死亡保障の生命保険契約に転換する場合を主に想定しているようにも思われる。

しかし、転換特則において、新旧契約がともに死亡保障の生命保険契約でなければならないというわけではない。

ここで、保険事故の内容を変更するような転換が行われた場合にも、「実質的には、契約の継続性を失わないものとして、これを契約内容の変更と解すべきもの」として捉えることができるかという点について検討する。

法形式的には、新旧契約の継続性を担保する条項があることは部分的に契約の継続性を保たせているといえる。

また、経済的視点から見ると、保険契約の経済的実質である将来の保険事故発生に対応する保険料積立金は転換前後を通じて外部に流出することなく継続しており、その意味で、実質的に継続性があるといえることができる。

これを前提に課税関係を検討するのだが、そこで、所得税法における保険料支出の性質について検討する。

まず、保険料を支払った時点においては、支払保険料は消費支出であり、保険金収入が実現しなかった場合、支払保険料は所得を減算するものとはならない。

しかし、保険契約から収入が生じ所得が発生すれば、過去に消費支出として支払った保険料が、「その収入を得るために支出した金額」として所得の減算項目となることができるのである。

このことからすると、生命保険契約に関する課税を検討する際には、

生命保険契約から何らかの所得が実現した時点を中心に検討する必要があるといえる。

所得の実現という視点で、保険料積立金が転換前後を通じて外部に流出することなく継続しているという経済的実質を見ると、転換の際に所得は実現していないということになり、所得の実現がない時点では、保険事故の内容を変更したとしても、課税関係は生じないと考えることが適当である。

以上の検討から考えると、保険事故の内容を変更するような転換も含めて、転換時点においては、所得税及び贈与税の課税関係は生じないとする現行の転換通達の取り扱いは適当であるといえることができる。

ハ 保険金支払方法の変更に対する課税

生命保険契約には、同一の保険契約のままでも保険金の支払方法のみを変更する手続きもあるところ、保険金を一時金で受け取る場合と年金で受け取る場合とでは課税関係が変わってくることから、支払方法の変更に対する課税関係が問題となる。

これについては、いわゆる分割払い通達によっているところであるが、この取り扱いを理論的に分析すると、保険事故等発生時点において約定されている受け取り方法に応じた課税をいったん行うということを基本としている。

つまり、保険事故が発生する前に年金受取を選択していれば、保険事故発生時に年金として確定することから、年金としての課税を行い、逆に、保険事故が発生した後に年金受取を選択した場合は、保険事故が発生した時点で一時金として確定することから、一時金としての課税を行った後に、それを原資とした年金として課税を行うということになる。

このことは、保険事故発生によって保険金受取人に保険金受取請求権が生じたことによって、保険契約の内容が保険金受取人と保険者（保険会社）との間の金銭債権になるという私法上の性質とも適合しており、妥当な取り扱いであるといえる。

(2) 外貨建て生命保険契約に関する検討

生命保険契約が外貨建てであった場合、邦貨建ての場合の取り扱いをそのまま適用することが適当なのか必ずしも明白であるとは言い切れないところ、外貨建て生命保険契約への適用の適否に関して検討する。

イ 所得税法における外貨建取引の換算

外貨建取引の換算は、所得税法 57 条の 3 に規定があり、外貨建取引が行われた時点でのみ換算を行い、その結果、為替差損益は、その取引によって生じる所得区分に包含されることとなる。

ロ 契約当事者の変更

まず、契約者の変更であるが、相続税法の規定とその趣旨から、外貨建て生命保険契約であっても、原則として所得税及び贈与税の課税関係を生じさせないことになる。

これを所得税法の観点から、課税上の弊害を生じることとなるか検討したところ、所得税の原則的な所得計算に特段の問題は生じず、契約者変更の際に課税関係を生じさせないという取扱いを外貨建て生命保険契約にそのまま当てはめることにつき、問題はないと考える。

次に、保険金受取人の変更に際しては、相続税法基本通達 3-34 でも確認されているとおり、課税関係は生じないこととされている。

その理由は、保険金請求権が、「きわめて不安定な権利」であることを元にしていて、保険契約が外貨建てであったとしても、その権利の不安定性に違いはないことから、保険金受取人の変更の際に課税関係を生じさせないという取扱いを外貨建て生命保険契約にそのまま当てはめることにつき、問題はないと考える。

ハ 転換

転換の前後の生命保険契約が外貨建てである場合、「新契約成立と同時に旧契約が消滅する」という観点からは外貨建取引にあたり、その時点で為替差損益を計算する必要があるということになる。しかし、既述のとおり、旧契約との継続性を担保する条項が存在し、経済的実質からも

税務上も、保険契約そのものに継続性があると解釈する場合は、転換による所得税法上の所得の実現はなく、外貨建取引にあたる取引はないということになる。つまり転換時に為替差損益を認識しないことが適当である。

ただし、もしこの取り扱いによって課税上の不都合が生じるのであれば、適切な取り扱いを定める必要がある。しかし、所得が実現しなければ支払保険料は課税とは無関係のまま終わるだけであり、保険金等の収入によって所得が実現し所得税の課税が行われる場合には、その時点でそれまでの支払保険料の邦貨換算額が費用として控除されるという所得計算の構造において、転換時に課税を行わないと課税の機会を逃すというような課税上の不都合は生じないと思われる。

よって、邦貨建て生命保険契約では課税関係が生じないような転換の際に敢えて為替差損益を認識するような取り扱いをする必要性はないと考えられる。

二 保険金支払方法の変更

支払方法の変更が行われた生命保険契約が外貨建てであった場合、邦貨建て生命保険契約と同様に、邦貨換算した実際の収入金額から邦貨換算した実際の支出金額を差し引いて所得を算出していることになり、所得税の原則的な所得計算に特段の問題は生じないといえる。

ホ 小括

以上のことから、生命保険契約における契約内容の変更に際して、課税上の取り扱いは、外貨建て生命保険契約についても同様であると考えられる。

(3) 外貨建て生命保険契約に基づき年金を受け取る場合

保険契約に基づき年金を受け取る場合は、所得税法施行令 183 条又は同 185 条によって雑所得の金額を計算することになる。

しかし、支払われる年金が外貨建てであった場合の計算については、年金支払いが行われる期間中の為替変動を考慮すると、計算過程において規

定されている「年金の支払総額」を事前に邦貨建てで計算することが不可能であるため、規定の適用に際して困難が生じることとなる。

これについては、東京国税局文書回答事例「相続等に係る米ドル建保険年金の邦貨換算及び所得計算について」において解決策が示されていることから、この文書回答事例を用いて検討する。

この文書回答事例において、「生命保険契約等に基づき支払われる年金（旧相続税法対象年金を除きます。）で保険金受取人等が支払を受けるもの（以下「相続税法対象年金」といいます。）については、課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分を総収入金額に算入することとされており、本件年金のように年金の支払開始日において支払総額が確定している年金（確定年金）の場合、その算入額は…「確定年金の支払総額」を基礎として算定することとされています」とした上で、「ここでいう「確定年金」が年金の支払開始日において支払総額が確定している年金であること（所得税法施行令第 185 条第 1 項第 1 号）からすれば、「確定年金の支払総額」についても年金の支払開始日における支払総額であるところ、…「確定年金の支払総額」は必要経費算入額の算定にも用いられるものであり、年金の支払が外貨建てで行われる場合には、年金の支払開始日における為替レート（TTM）で邦貨換算した金額になると考えられます。しかしながら、相続税法対象年金の場合に、「確定年金の支払総額」を年金の支払開始日における為替レート（TTM）で邦貨換算した金額とすると、その後に支払を受ける年金の額についても年金の支払開始日における為替レート（TTM）で換算したものとなり、結果的に各年金支払日における為替レートの変動を反映したものとはいえないこととなる可能性があります。」と指摘している。このように、為替変動の影響を受ける「年金の支払総額」に関して、「所得税法施行令第 185 条第 1 項第 8 号に規定する年金の支払総額のうち保険料の総額の占める割合（必要経費割合）は、必要経費の額（保険料の総額）を年金支払期間に応じて比例的に配賦することを擬制する技術的なものであることからすれば、必要経費割合の算定に当たって総収入

金額や必要経費の額のように邦貨換算額で算定することが絶対的に求められているとまでは解されず、原則的には邦貨換算額で算定するとしても、年金の支払が外貨建で行われる相続税法対象年金のように、年金の支払総額を邦貨換算額で算定することが困難又は不合理な結果となる事例においては、他の合理的な算定方法も許容されると考えられます」として、「これらの点を踏まえると、本件年金に係る所得計算において総収入金額に算入する金額は、米ドル建の「確定年金の支払総額」を基礎として「総収入金額算入額」を算定した上で、本件年金が支払われる各年の為替レートで邦貨換算した金額とするのが相当です」としている。

これは、相続税の対象となった年金に関する二重課税排除のために、相続税課税済の年金を各年の年金に規則的に順次配賦するという所得税法施行令 185 条の趣旨に合致するものであるといえ、年金として雑所得課税されることとなる課税割合部分の所得計算としては優れたものである。

次いで、必要経費算入額であるが、「その年の…総収入金額算入額…に必要経費割合を乗じた金額とされているところ…必要経費割合の算定の分母となる「年金の支払総額」は…年金の支払開始日における「確定年金の支払総額」です。そして、本件年金に係る所得計算においては、「総収入金額算入額」は米ドル建の「確定年金の支払総額」を基礎として算定することを相当としていますので、必要経費割合の算定においても米ドル建の「確定年金の支払総額」を用いることが合理的と考えます。一方、必要経費割合の算定の分子となる「保険料の総額」は、本来は各保険料支払日における為替レート（TTM）で邦貨換算した金額の合計額が相当であると考えられますが…分母となる「確定年金の支払総額」を米ドル建の金額としていることから、分子についても米ドル建の金額とせざるを得ない、としており、これは、総収入金額算入額の計算と理論的な整合性のある適当な取り扱いであるといえる。

そして、「必要経費割合が技術的なものであることに鑑みれば、必ずしも各保険料支払日における邦貨換算額の合計額と一致しなければならないも

のではないと考へます。したがって、本件年金に係る所得計算において必要経費に算入する金額は、上記イで算定した「総収入金額算入額」（邦貨換算額）に、米ドル建の「保険料の総額」及び「確定年金の支払総額」を基に算定した必要経費割合を乗じた金額とするのが相当です。」としている。

確かに、所得税法施行令 185 条 1 項 8 号は「当該年金（中略）の額（第一号から第六号までの規定により総収入金額に算入される部分の金額に限る。）」に必要経費割合を乗じて計算した金額を必要経費に算入する旨規定しており、同項 1 号の規定によって総収入金額に算入される部分の金額は、邦貨で既に計算されていることから、これに必要経費割合を乗じることは同条の規定に忠実である。

しかし、計算によって得られた数値を精査したならば、年金が支払われた年の為替レートで換算された総収入金額算入額に必要経費割合をかけて必要経費算入額を求めていることから、この必要経費算入額というのは、保険料についても年金が支払われた年の為替レートで邦貨換算されていることが分かる。

これは各保険金支払い時における為替レートが総収入金額算入額の計算を経由して保険料の換算に適用されることを意味しており、所得税法 57 条の 3 に規定する外貨建取引の換算方法、即ち「当該外貨建取引を行つた時における外国為替の売買相場により換算した金額」を用いるという規定との整合性には疑問があるように見える。

そして、これらの疑問点も「邦貨換算額で算定することが困難又は不合理な結果となる事例」と捉えるならば、文書回答事例において照会者が示した必要経費の計算方法以外の「他の合理的な算定方法」を模索する意義はあるものとする。

これについては、私見であるが、必要経費割合をかけるべき金額をドル建の総収入金額算入額とし、それによって計算されるドル建の必要経費算入額に、実際の各保険料支払日における支払保険料の金額と為替レートを用いて総平均法に準ずる方法によって計算した単価に当たる為替レートを

かけたものを邦貨建の必要経費算入額とすると取り扱うこととすれば、所得税法施行令 183 条及び 185 条の規定からは逸脱することになるが、所得税法 57 条の 3 の趣旨に沿った必要経費算入額を求めることができる、他の合理的な計算方法であると考ええる。

この差異は、生保年金の所得計算を規定する同令 185 条のとおり計算した場合、外貨建取引の計算方法を規定する所得税法 57 条の 3 の趣旨に若干そぐわない部分が生じてしまったものと説明できよう。しかし、生保年金の所得計算は同令 185 条に従う必要があり、その結果が他の条文との関係で問題が生じるというのであれば、それは、法令改正によって対処すべきものである。

実際問題としては、支払保険料の平均為替レートが円安水準となる場合もあり、また、将来の年金受給時の為替レートが今後どうなるかも不明であるため、この計算の差異を利用して過度な節税を目論むというようなことはあまり想定できないと思われる。

これまでの検討から、東京局文書回答事例の方法は、所得税法施行令 185 条 1 項 8 号の規定に忠実であり、また、計算過程が少なく簡便であり、課税上の弊害も考えられないことから、これを変更してまで同条の規定から多少なりとも逸脱する異なる計算方法を導入するべきではないと考える。

ただし、中長期的な観点で見れば、生保年金が外貨建てであった場合の所得計算方法について、所得税法 57 条の 3 の趣旨も考慮した法令改正が行われることが、より望ましいであろう。

(4) 法令整備の必要性

外貨建て生命保険契約によって年金を外貨で受け取る場合の計算方法については、法令上明らかとされており、保険商品を開発する保険会社が、国税当局の行う文書回答手続を利用することにより、保険会社が合理的と考えた一定の計算方法によって差し支えないか照会した結果、国税当局より「貴見のとおりで差し支えない」旨の回答が行われているという状況であり、それが公表されることによって多くの納税者の参考になることは好

ましいことである。

しかし、今回示したとおり、外貨建て生命保険契約によって年金を外貨で受け取る場合の合理的な計算方法については他にも成立しうると考える。

他方、今後、高度外国人材の移住促進などの政策によって、外貨建て生命保険契約による外貨建て年金もより一般的なものとなっていくことが想定される。そのような中で、外貨建て年金による所得の計算方法が、現在のところ実害がないとはいえ、法令上、明らかでないものがあるというのは好ましいものではないと思われる。

イ 私案

そこで、私案として、法令改正によって外貨建て年金による所得の計算方法を明確化する場合の計算方法を考えてみることにする。

(イ) 東京国税局文書回答事例の方法

外貨建てでなければ計算できない「確定年金の支払総額」と必要経費割合の計算として通貨を揃える必要がある部分のみを外貨建てとし、それ以外の項目については、所得税法施行令 183 条及び 185 条の規定どおりに計算するものである。

(メリット)

現行の所得税法施行令 183 条及び 185 条の規定に最も忠実であり、また、計算過程が少なく簡便である。

法令改正の必要がないか、あっても最小限の改正で済む。

(デメリット)

保険料を実際に支払った際の為替レートが計算に反映されないことから、所得税法 57 条の 3 との整合性には、法令改正をしたにもかかわらず疑問が残ることになる。

また、必要経費割合を同一の通貨で整えることが必要となる計算方法であることから、保険料の支払い通貨と年金の受け取り通貨が異なる場合や、保険料の支払い通貨が転換等により途中で変化した場合には対応できない。

(㉓) 必要経費算入額まで外貨建てで計算した後に邦貨換算する方法

必要経費割合を計算する段階までは東京国税局文書回答事例の方法と同様であるが、その必要経費割合を用いて必要経費算入額も外貨建てで計算した後、実際の各保険料支払日における支払保険料の金額と為替レートをを用いて総平均法に準ずる方法によって計算した単価に当たる為替レートをかけたものを邦貨建ての必要経費算入額とする方法である。

(メリット)

所得税法 57 条の 3 の規定の趣旨に適合するものである。

(デメリット)

(イ)案よりも計算過程が増える分、計算が複雑化する。

また、(イ)案と同様に、保険料の支払い通貨と年金の受け取り通貨が異なる場合等には対応できない。

(㉔) 必要経費割合を保険料の総額 (円)、年金の支払総額 (外貨) で計算

邦貨建てで確定できない年金の支払総額だけを外貨として、必要経費割合の計算の際の分子である保険料の総額については、実際の各保険料支払日における支払保険料の金額と為替レートをを用いて邦貨換算した総額 (円) を用いる方法である。

(メリット)

所得税法 57 条の 3、所得税法施行令 183 条及び 185 条の現行の各規定の趣旨に適合するものである。

また、保険料の支払い通貨がどのように変遷していても、すべて支出時点のレートで邦貨換算されることから対応可能である。

(デメリット)

必要経費割合に単位を意識することは、数学的には問題ないとしても計算の簡便性は低下する。

(㉕) 保険料の総額 (円) を年金の支払年数で均等に配分

所得税法施行令 183 条及び 185 条の規定において、年金の支払総額

とは、変動しない年金額に年金支給年数を乗じたものとして計算されている。

そして、これらの規定において、年金の支払総額が確定していない年金の場合の計算も規定されているが、その内容とは、年金の支払い期間が未確定な場合の年数の見積り方法を示して、その見積り年数を利用して年金の支払総額を見積もっていると分解することができる。

すると、これらの規定から、年金の支払い期間の見積り方法だけを分離し、保険料の総額（同条 185 条の場合は課税割合に対応する金額）を年金の支払い期間の見積り年数で割って、均等に配分することも十分合理的であると考ええる。

（メリット）

計算が最も簡便である。

また、所得税法 57 条の 3 の趣旨に適合するものである。

さらに、保険料の支払い通貨がどのように変遷していても、すべて支出時点のレートで邦貨換算されることから対応可能である。

他にも、変額保険などの外貨建て以外の理由で年金の支払総額が確定していない年金の場合であっても対応可能である。

（デメリット）

各年分における総収入金額と必要経費算入額が、邦貨建ての金額では比例的に対応しないことから、各年の為替レートによっては、損失が出る年分が生じる可能性が増える。（損益通算ができない雑所得であることから弊害は大きい。）

ロ 小括

私案として 4 つの法令改正案を提示したところであるが、そのメリットとデメリットを考えると、(ハ)案の必要経費割合を保険料の総額（円）、年金の支払総額（外貨）で計算する方法が、簡便性低下のデメリットがあったとしても、所得税法 57 条の 3、所得税法施行令 183 条及び同 185 条の各規定の趣旨に適合するものである上に、保険料の支払い通貨がど

のように変遷していても対応可能である点は非常に大きなメリットであると考ええる。

もちろん、現状において課税上の弊害が目立つというわけではない制度に対する改正が行われるのか、さらには、改正される場合でも、立法担当者が実際に法案を作成する際に、どのような案を採用するかということは、その時点での政策判断によるところが大きく、最終的にどのような制度となるかは分からないが、これまでの文書回答事例や本稿における検討などを参考に、法令において外貨建て年金に関する規定が整備されることが望ましいと考える。

3 結論

まず、生命保険契約における契約内容の変更の際して、税務上どのように扱うべきかについては、契約者の変更は相続税法によって変更時点では原則的には課税関係が生じないと定められている。

次に、転換については、保険事故の内容を変更するものであったとしても、経済的実質における継続性と所得としての実現があるかという観点から、これも転換時に課税関係を生じさせるものではなく、それは外貨建て生命保険契約についても同様であると判断した。

さらに、保険事故発生によって生じる保険金の受取方法の変更については、保険事故発生によって生命保険契約は保険金受取請求権として保険金受取人において実現することから、受取方法の変更を申し出た時期が保険事故発生の前か後かによって判断する現在の分割払い通達による取り扱いが妥当であり、それは外貨建て生命保険契約についても同様であると判断した。

他方、外貨建て生命保険契約に関する課税を考えた際に、年金で保険金を受け取る場合の課税方法を定める現行の所得税法施行令の規定は、外貨で年金を受け取る場合には明確にされていないところがあり、法令の趣旨を踏まえた合理的な計算方法を考えたところ、合理的と思われる方法が複数考えられることも分かった。

今後、外貨建て年金保険もより一般的なものとなっていくことが想定されることもあり、これまでの文書回答事例や本稿における検討などを参考に、法令において外貨建て年金に関する規定が整備されることが望まれる。

目 次

はじめに	102
第 1 章 生命保険契約の契約内容の変更と課税	103
第 1 節 生命保険契約の契約内容の変更の類型	103
1 保険契約の関係者の変更	103
2 転換	106
第 2 節 保険金支払方法の変更に対する課税	116
1 保険事故発生後の生命保険契約	116
2 保険金支払方法の変更	117
3 保険金支払方法の変更に対する課税	117
第 2 章 外貨建て生命保険契約に関する検討	119
第 1 節 所得税法における外貨建取引の換算	119
1 所得税法における外貨建取引の換算	119
2 為替差損益の所得区分	121
3 小括	122
第 2 節 契約内容の変更の場合の課税の要否	122
1 契約当事者の変更	122
2 転換	123
3 保険金支払方法の変更	125
4 小括	125
第 3 章 外貨建て生命保険契約に基づき年金を受け取る場合	126
第 1 節 外貨建て生命保険契約に基づき年金を受け取る場合	126
1 年金による雑所得の計算方法	126
2 外貨建て生命保険契約に基づき年金を受け取る場合の検討	127
3 差異の生じる原因	134
4 小括	135
第 2 節 法令整備の必要性	135

1 私案	136
2 小括	140
おわりに	141

はじめに

外貨建て生命保険契約の課税に関しては、所得税法 57 条の 3 に基づいて、保険金についてはその収入した時点で、保険料についてはその支出の時点で邦貨換算し、邦貨建ての生命保険契約における規定を適用することになる。

ところで、生命保険契約は、特則や特約による転換や受け取り方法の変更などにより、かなり柔軟に契約内容を変更することが可能であるところ、このような契約内容の変更の際の税務上の取扱いは、昭和 53 年 2 月 20 日付直資 2-36、直所 3-5 「契約転換制度の所得税法及び相続税法上の取扱いについて⁽¹⁾」

(以下、「転換通達」とする。) のような個別通達や文書回答事例などによって明らかにされているところである。

しかし、生命保険契約が外貨建てであった場合、各種の契約内容の変更が同条に規定する外貨建取引に当たるかどうか、また、邦貨建ての場合の取り扱いをそのまま適用することが適当なのかといった検討が必要になると考えられる。

このように、外貨建て生命保険契約に係る課税上の取扱いについては必ずしも明確とは言い切れないところもあると思われるところ、その考え方を整理することとする。

(1) 国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sozoku/780210/01.htm>) (令和 4 年 6 月 24 日最終閲覧)。

第 1 章 生命保険契約の契約内容の変更と課税

生命保険契約は、かなり柔軟に契約内容を変更することが可能である。そこで、本章においては、契約内容の変更の類型とその類型に応じた課税関係を検討する。

また、後述するとおり、生命保険契約は保険事故または給付事由（以下、「保険事故等」とする。）発生の前後で、その私法上の性質が大きく変わることから、保険事故発生の前後で分けて検討する。

第 1 節 生命保険契約の契約内容の変更の類型

1 保険契約の関係者の変更

保険契約の関係者の変更は、生命保険契約の契約内容の大きな変更と考えられる。保険契約の関係者として、保険契約者、被保険者及び保険金受取人を上げることができる。ただし、被保険者については、「被保険者とは、保険契約において保険事故や給付事由の発生の対象となる者のことをいい、基本的には、この被保険者の生死や身体状態等によって、保険金の支払可否が決まる⁽²⁾」ものであり、その変更は想定されていないことから、保険契約者及び保険金受取人の変更について検討する。

(1) 保険契約者の変更

保険契約者の変更は、「生命保険契約は保険期間が長期にわたり、契約締結後の諸事情の変化により保険契約者の変更が必要となることがあるため、通常、約款において、保険契約者の変更について規定⁽³⁾」されている。そして、「通常、約款では、保険契約者はその権利・義務のすべてを第三者に

(2) 日本生命保険生命保険研究会編著『生命保険の法務と実務（第3版）』86頁（金融財政事情研究会、2016年）。

(3) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2)167-168頁。

承継させることができる旨規定⁽⁴⁾」されている。これは「保険契約に基づく債権・債務の総和でなく、解除（解約）権、取消権等の形成権のように契約当事者と切り離せない権利も含めて保険契約上の権利を包括的に移転すること（契約上の地位の移転）であ⁽⁵⁾」り、その中には、「保険契約の解約および解約払戻金請求権（約款）⁽⁶⁾」といった財産的価値がある権利も含まれる。

つまり、課税の観点からすると、保険契約者の変更は財産的価値を有する生命保険契約の譲渡（贈与）という性質があることから、この時点で課税関係が生じる可能性があることになる。

しかし、これについては、相続税法 3 条及び 5 条の規定が、保険事故等の発生時に、保険料負担割合に応じて保険金額を分割し、それぞれの保険料負担者と保険金受取人の関係に応じた課税を行うこととしており、その趣旨として、「法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定を通じてみれば、生命保険金については、保険料負担者が異なっても保険事故の生じた際に課税関係を完結させることを意図していると考えられる⁽⁷⁾」と指摘されている。

このことは、所得税法の観点からすると、生命保険契約に関する課税は、（相続税法の規定が及ぶ範囲では、生命保険契約の譲渡時点においてその財産的価値によって所得が実現すると捉えるのではなく、）保険事故等の発生時に保険金によって所得が実現すると考えて、そこで課税を行うことを原則的な取り扱いとしているとも言える。

これらの税法の規定及びその趣旨から、保険契約に対する権利を有する

(4) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 168 頁。

(5) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 168 頁。

(6) 他にも、「保険料の返還請求権（保険法 64 条、93 条）」や「保険料積立金の払戻請求権（保険法 63 条、92 条）」などがある。日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 169 頁。

(7) 令和 3 年度版 コンメンタール相続税法 1 巻 806 頁

(https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/D1WP_KAIZEI/D1WPkzHonbunTop.exe?t=1655860495511)（令和 4 年 6 月 22 日最終閲覧）。

者である保険契約者を変更したとしても、その時点では、原則として⁽⁸⁾所得税及び贈与税⁽⁹⁾の課税関係を生じさせないこととなっている。

(2) 保険金受取人の変更

保険金受取人は、「保険給付を受けるものとして、生命保険契約または傷害疾病定額保険契約で定めるものをいい(保険法 2 条 1 項 5 号)、保険事故や給付事由の発生によって、保険金請求権を取得する者⁽¹⁰⁾」である。

そして、この保険金請求権は、「保険事故の発生という停止条件に加えて、保険契約者が変更権を行使しないという解除条件も付されたきわめて不安定な権利⁽¹¹⁾⁽¹²⁾⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾」であり、「保険事故や給付事由が発生してはじめて具体的な金銭債権となる⁽¹⁵⁾」。

これを受けて、相続税法基本通達 3-34 は(保険金受取人が死亡した場合の課税関係)として、「保険金受取人が死亡した時において、まだ保険事故が発生していない生命保険契約で当該保険金受取人が保険契約者でなく、

-
- (8) 例外としては、被保険者ではない保険契約者が死亡したことによって保険事故等の発生前に保険契約自体が相続された場合は、保険契約自体が本来の相続財産となって相続税の対象となることや、雇用者である法人から被用者に保険契約が譲渡された場合に、法人からの譲渡については相続税法の規定が及ばないことから給与課税の対象となることなどをあげることができる。
- (9) 保険契約者の死亡によって保険契約者が変更されることになる場合以外では、相続税の対象となることはない。
- (10) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 87 頁。
- (11) 山下友信『保険法(下)』334 頁(有斐閣、2022 年)。
- (12) 学説上は、「いつでも保険契約者の変更権行使により消滅する可能性がある不安定なものではあるとしても、権利性を認めることは可能であり、保険契約者による指定の時から保険金受取人は保険金請求権を取得するという見解が支配的となっている。」山下・前掲注(11)333-334 頁。
- (13) 保険法が、「保険金受取人が保険事故発生前に保険金請求権を譲渡または質入れることは、被保険者の同意があれば可能であることを規定している(保険 47 条)のは、保険金受取人による譲渡または質入れという権利の処分が可能であることを前提としており、保険金受取人による権利の取得を認めていることを示している。」山下・前掲注(11)334 頁。
- (14) 「古くは、指定された保険金受取人は保険事故発生までは保険金請求権を取得するものではなく、保険事故が発生したら保険金請求権を取得する期待を有するにすぎないという見解があった。」山下・前掲注(11)333 頁。
- (15) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 88 頁。

かつ、保険料の負担者でないものについては、当該保険金受取人の死亡した時においては課税関係は生じないものとする。」と確認している。この規定は、相続税法基本通達逐条解説において、「生命保険契約においては、保険金受取人は、保険事故の発生により保険金を取得するが、保険事故の発生前においては、契約者が、いつでもその生命保険契約を解約することができること、また、保険金受取人を変更することができることなどから保険金受取人の地位はきわめて不安定なものである。

したがって、生命保険契約の保険事故発生前において、保険金受取人となるべき者が死亡したとしても、その者が契約者でもなく、保険料の負担者でもない場合には、何ら課税関係は生ずる余地がない。相基通 3-34 は、このことを留意的に明らかにしたものである。」と解説されている。

そして、これらの権利関係は、保険金受取人の死亡以外での変更の際にも同様であることから、保険金受取人の変更に際しては、課税関係は生じないこととされている。

(3) 小括

以上の検討から、保険契約の関係者である、保険契約者及び保険金受取人の変更に際しては、課税関係は生じないこととされており、それは、適切な取り扱いであるといえる。

2 転換

生命保険契約の契約内容を変更する方法として多く利用されるのが転換制度である。

これは、「生命保険は通常、長期にわたる契約であるため、その間の物価上昇による相対的保障機能の低下、保険契約者の収入や家族数の増減による生活設計上の変化から保障額・保障内容の変更のニーズを生ずることが多い⁽¹⁶⁾」ことから、「このような場合に既契約の権利を生かしつつ、新たな商品に転換

(16) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 138-139 頁。

できる制度として創設された⁽¹⁷⁾」ものである。

(1) 転換の私法上の性質

まず、転換の私法上の性質を検討する。

「契約転換制度は、法的にみれば、保険契約者による申込みと会社の承諾によって成立する一つの契約であり、その契約内容は保険契約の転換制度を規定する特則（以下、「転換特則」という）および転換後契約の普通保険約款・特約により定まる⁽¹⁸⁾」ものである。

この転換特則は、「民法上の更改契約（民法 513 条～518 条）をモデルとして「生命保険契約（転換契約）の申込みと承諾によって新しい生命保険契約（転換後契約）を成立させると同時に、新たな生命保険契約に責任準備金等の転換価格を持ち込んだ既契約（被転換契約）を消滅させる」ことを主たる条項として作成された約款⁽¹⁹⁾」である。

そして、「転換後契約の約款とともに、この特則を契約内容に組み入れることによって、生命保険契約上の権利・義務関係が発生することとどまらず、民法上の更改契約を締結したのと類似の関係が発生することになる⁽²⁰⁾」ことから、「新契約と既契約は同一性をもたず、既契約について存する抗弁は転換後契約に引き継がれない⁽²¹⁾」こととなる。その結果、「告知義務違反による解除の除斥期間および自殺免責期間の起算日は新契約（転換後契約）の責任開始日⁽²²⁾」となり、「高度障がい保険金、保険料の払込免除および災害・疾病関係特約保険金・給付金について、給付の原因が転換前に存し、転換後に給付事由が発生した場合には、転換後契約の約款、被転換契約の約款のいずれによっても給付されない⁽²³⁾」ことになる⁽²⁴⁾。

(17) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 139 頁。

(18) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 139 頁。

(19) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 139 頁。

(20) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 139 頁。

(21) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 139 頁。

(22) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 139 頁。

(23) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 140 頁。

(24) 他にも「被転換契約の消滅により、被転換契約の諸権利に設定された質権は消滅す

しかし、これらの点については、「契約転換制度の本来の趣旨である「被転換契約について有していた保険契約者の地位の引継ぎ」の精神を生かすため⁽²⁵⁾」、「転換特則で、増額転換（転換後の普通死亡保険金額が転換前の普通死亡保険金額を超える転換）の場合は「復元制度」、同額転換・減額転換（転換後の普通死亡保険金額が転換前の普通死亡保険金額を超えない転換）の場合は転換後契約について告知義務違反や自殺免責、責任開始前不担保ルールを適用しない「転換後契約の継続取扱制度」を設け⁽²⁶⁾」ることによって、「一定の要件のもとに保険契約者の便宜を図って⁽²⁷⁾」おり、「その点で、契約転換の法的性質は単なる「更改」とは異なる⁽²⁸⁾」ものである。

つまり、「旧契約と新契約は別個の契約であるとしつつ、実質的には保険契約者の地位の継続性を認めるという観点⁽²⁹⁾」を有した⁽³⁰⁾条件付きの契約となっていると捉えることができる。

（2）転換の経済的な側面

転換を経済的に見ると、転換契約は、「既存の生命保険を解約して新契約に加入する方法をとるのでは、解約により解約控除がされる等の不利益を伴う⁽³¹⁾」ことから、「解約控除をせずに、既存の生命保険の責任準備金（契約者価額としての保険料積立金）を新契約の責任準備金に充当⁽³²⁾」する仕組みとして考案された制度であることから、解約控除などによる責任準備金の目減りを避けることができるというメリット⁽³³⁾がある制度である。

また、保険数理の観点からは、転換とは「契約者価額の責任準備金を原

る」といった効果もある。日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 140 頁。

(25) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 140 頁。

(26) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 140 頁。

(27) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 140 頁。

(28) 日本生命保険生命保険研究会・前掲注(2) 140 頁。

(29) 山下・前掲注(11)572 頁。

(30) 他にも「長期継続した保険契約者に対して与えられる特別配当の資格が承継される」という継続性もある。山下・前掲注(11)571 頁。

(31) 山下・前掲注(11)571 頁。

(32) 山下・前掲注(11)571 頁。

(33) もちろん、転換にはデメリットもあることには注意が必要である。

資⁽³⁴⁾」として「原保険契約とは保険種類を異にする保険種類へ移行する仕組み⁽³⁵⁾」であるとされる。

そして、「責任準備金は生命保険数学の中心概念⁽³⁶⁾」であり、「生命保険経営の中心的課題⁽³⁷⁾」となる概念である。

その責任準備金を清算したり目減りさせたりすることなく新契約に引き継ぐという点で、経済的実質における継続性を認めることができる。

(3) 税務における転換の取り扱い

既述のとおり、転換によって基本的には旧契約と新契約は別個の契約となるものの、契約転換制度の本来の趣旨に由来する継続性も存在することから、税務上も、「①転換前契約と保険契約者及び被保険者が同一であること、②契約者配当の権利を引き継ぐこと、③転換前契約の死亡保障の範囲内（死亡保険金、保険期間）での危険選択を行わないこと、④告知義務違反による契約解除や自殺による保険金支払免責等の場合での転換前契約への復帰が認められること、及び⑤転換前契約を解約処理するものでないこと⁽³⁸⁾」という性質を持ち、「転換前契約の責任準備金等を転換後契約の責任準備金等に引継ぐ方法により行なわれる契約転換は、実質的に契約内容の変更であり、転換に伴う所得税及び贈与税の課税関係は生じない⁽³⁹⁾」と取り扱うことを明らかにしている。

同時に、この転換通達は、契約者に対する貸付金が転換時に、責任準備金との相殺により精算された場合について、契約者と保険料負担者との関

(34) 山内恒人『生命保険数学の基礎（第3版）』279頁（東京大学出版会、2020年）。

(35) 山内・前掲注(34) 279頁。

(36) 山内・前掲注(34) 186頁。

(37) 山内・前掲注(34) 186頁。

(38) 国税庁ホームページ

(<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sozoku/780210/01.htm>)（令和4年6月24日最終閲覧）。

(39) 国税庁ホームページ

(<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sozoku/780210/01.htm>)（令和4年6月24日最終閲覧）。

係に応じて所得税または贈与税の課税関係が生じる⁽⁴⁰⁾ことも明らかにしている。

ただし、所得税の課税対象となる場合の所得計算については、「契約者に対する貸付金が転換時に、責任準備金との相殺により精算されたときは、その責任準備金との相殺部分については、転換前契約の一部解約があったものとして契約者の各種所得の金額の計算上収入金額になるものと存じます。この場合には、転換時まで支払った転換前契約に係る保険料の額から転換時まで支払を受ける社員配当金の額を控除した残額のうち、責任準備金との相殺部分に相当する額（すなわち、責任準備金と相殺された貸付金に相当する額）がその各種所得の計算上控除する金額となり、実際には、課税所得は発生しないと存じます。そしてこの責任準備金との相殺部分に相当する額は、転換後契約の消滅時における各種所得の計算上控除する金額から控除すべきものと存じます。」として、結果的には転換時点において課税所得は発生しない⁽⁴¹⁾こととなる⁽⁴²⁾。

ここで、一部解約の場合の所得計算における「その収入を得るために支出した金額」について、既払保険料を案分するのではなく、先取りすることについては、タックスアンサー（よくある税の質問）No.1755 生命保険契約に係る満期保険金等を受け取ったとき⁽⁴³⁾の「保険契約内容を変更（減額）した場合の課税」Q 2⁽⁴⁴⁾において、

(40) 契約者と保険料負担者とが同一である場合は所得税、契約者と保険料負担者とが異なる場合は贈与税の対象となる。

(41) 契約者貸付の金額が払込み済み保険料の総額を超えることはまれであるが、そのような場合は、その差額が一時所得の所得金額となる。

(42) この計算について、税務上の効果という観点からは、転換時点での課税所得を 0 とするとともに、最終的に保険金等によって所得が得られた時点での所得の計算の際に控除する金額から控除することによって、転換後契約の保険金等による所得の実現まで課税を事実上繰り延べているということもできる。

(43) 国税庁ホームページ

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1755_qa.htm) (令和 4 年 6 月 24 日最終閲覧)。

(44) 「Q 2 一時払いの終身保険を減額した場合、減額した保険金額に対応する精算金が支払われます。保険料負担者と精算金の受け取る者が同一人の場合、この精算金は

「その収入を得るために支出した金額」には、既払保険料×減額部分の保険金額÷減額前の保険金額により算出する考え方もありますが、一時所得は臨時・偶発的な所得であることから、継続的に収入があることを前提とした按分方式は、その所得計算になじまないと考えられます。

むしろ、既払保険料の金額に達するまでの精算金については、その同額を「その収入を得るために支出した金額」とするのが相当であって、一時所得の収入金額=支出金額となり、所得は発生しません。

したがって、精算金のうち既払保険料を超える部分が一時所得となります。」

と、その考え方が説明されている。

これまで見てきたように、転換に際して、責任準備金が出流する部分を除いて、転換に伴う所得税及び贈与税の課税関係は生じないこととする現在の取り扱い、保険契約者の変更に関して所得税法の観点から検討したときと同様に、生命保険契約に関する課税は、保険事故等の発生時に保険金等による所得が実現⁽⁴⁵⁾すると考えて、そこで課税を行おうとすることとも整合性が取れたものであり、適当なものであるといえる。

(4) 実質的に異なる種類の保険契約に転換された場合

ところで、転換通達の、「転換前契約の死亡保障の範囲内（死亡保険金、保険期間）での危険選択を行わないこと」との文言からは、死亡保障の生命保険契約をやはり死亡保障の生命保険契約に転換する場合を主に想定しているようにも思われる。

しかし、転換特則において、新旧保険契約における高度障がい保険金、保険料の払込免除および災害・疾病関係特約保険金・給付金に関して保険契約者に不利益が生じないように継続性を担保する内容としていることや、

一時所得に該当することとなるとと思いますが、一時所得の総収入金額から控除する「その収入を得るために支出した金額」はどのように計算するのでしょうか。」

(45) 契約者貸付の相殺は、その金額相当の解約返戻金を生じる部分解約が行われ、返戻金による所得が実現するという意味で、ここに含まれることになる。

保険数理においても、「原保険契約とは保険種類を異にする保険種類へ移行する仕組み⁽⁴⁶⁾」として計算が行われているなど、新旧契約がともに死亡保障の生命保険契約でなければならないというわけではないはずである。

実際、転換前後で危険選択をしないこととする基準として、保険金額とともに給付日額や給付月額も併せて記載されているもの⁽⁴⁷⁾もあり、これも、転換通達の趣旨に合致する継続性ということができよう。

それでは、例えば、極めて極端な例として、医療保障を主な内容⁽⁴⁸⁾とする保険契約から生存保障を主な内容⁽⁴⁹⁾とする年金保険に転換するような場合⁽⁵⁰⁾であっても、転換通達を適用することが適当かについて検討する。

まず、検討する必要があることは、保険事故の内容を変更（今回の場合であれば、入院・手術などの一定の身体状況を保険事故とする医療保険から、事前に定められた日時における生存を保険事故とする年金保険）するような転換が行われた場合にも、「実質的には、契約の継続性を失わないものとして、これを契約内容の変更と解すべきもの」として捉えることがで

(46) 山内・前掲注(34) 279 頁。

(47) 例えば、「ニッセイ みらいのカタチ」の「ご契約のしおり-定款・約款」における「保険契約の見直しに関する特約」第 5 条 見直し後契約の継続取扱 1 (1) (ア) (i) は「見直し前契約と見直し後契約の保険金額（中略）、給付金額、給付日額、給付月額（中略）を比較し、つぎのとおり取り扱います。」とある。

日本生命保険ホームページ ニッセイ みらいのカタチ ご契約のしおり-定款・約款 (<https://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/seiho/mirainokatashi/shiori/02.pdf>) (令和 4 年 6 月 25 日最終閲覧)。

(48) 実際には純粋に医療保障だけという保険契約は少なく、少額とはいえ死亡保障と一体化していることが多い。

(49) 年金保険は、本来、特定の時点において生存していることを保険金支払い事由とするが、年金支払い時期以前に死亡した場合にまったく保険金を支払わないこととなる純粋な生存保険は現実には存在せず、払い込み済み保険料総額のみ死亡保険金として支払うという形の生死混合保険となっていることが多い。

(50) このような転換があまり想定されないのは、転換は、転換前契約の責任準備金を転換後契約の責任準備金に充当して、転換後契約の保険料を引き下げることを経済的な目的としているところ、責任準備金が比較的少ない保険種類である医療保険から、責任準備金が最も多い保険種類の一つである年金保険への転換というのは、経済的なメリットが小さいためである。保険実務としても、いわゆる掛け捨て保険には責任準備金が少額しか存在しないことから、そのような保険種類には転換特則が付与されていないことが多い。

きるかという点である。

まず、法形式的には、新旧契約の継続性を担保する条項があることは部分的に契約の継続性を保たせているといえる。他方、転換前契約は消滅し、転換後契約のみが残ることが前提であることから、異なる契約であり、その観点からは契約の継続性が失われているともいえる。このため、実質的に継続性があるかということを、法形式以外の観点からも検討する必要がある⁽⁵¹⁾と考える。

(5) 経済的実質からの検討

そこで、法形式以外の実質として経済的実質を考える。転換を経済的視点から見ると、転換前契約に対して払い込まれた保険料について、将来の保険事故発生に備えて保険数理に従って保険会社内に積み立てられた保険料積立金を転換価格として、そのまま転換後契約の保険料積立金に充当することである。そして、転換後契約に対して払い込まれる保険料についても、同様に保険数理に従って保険料積立金が形成され、将来の保険事故発生に備えることとなる。このように、保険契約の経済的実質である将来の保険事故発生に対応する保険料積立金は転換前後を通じて外部に流出することなく継続しており、その意味で、実質的に継続性があるといえることができる。

これを前提に、この経済的実質に対する課税関係を検討するのだが、そこで、所得税法における保険料支出の性質について検討する。

(6) 所得税法における保険料支出の性質

保険金に対する課税が生じた際に保険料を控除する仕組みを時系列に沿って考えてみる。

まず、保険料を支払った時点においては、支払保険料は消費支出である。そのため、所得税法上⁽⁵²⁾、必要経費となることも、資産の取得価額となる

(51) もちろん、新旧契約の継続性を担保する条項がないのであれば、法形式のみから継続性がないと判断できることとなる。

(52) 法人税法においては、保険料は支払った事業年度の損金となることを原則としつつ、

こともない。実際、保険事故が発生することなく保険期間が終了し、保険金収入が実現しなかった場合、支払保険料は所得を減算するものとはならない。

もちろん、一定の金額については生命保険料控除として所得控除の対象となる。しかし、「生命保険料控除は、長期貯蓄の奨励という意味のほか、社会保障制度が十分とは言い切れない我が国において、相互扶助による生活安定の効果を持つ生命保険を優遇するという点に根拠を持った特別措置である⁽⁵³⁾」と説明されるように、生命保険料控除が政策的な特別措置として定められていることが、まさに生命保険料はそれを支出した時点では本来的には所得に対する必要経費とはならない家事上の消費支出であることを表しているといえる。

しかし、保険事故等が発生した場合、もしくは解約によって解約返戻金を得た場合、保険契約から収入が生じ所得が発生する。この時点において初めて、過去に消費支出として支払った保険料が、「その収入を得るために支出した金額」として所得の減算項目となることができるのである。

ところで、「その収入を得るために支出した金額」というのは一時所得の規定である。一方、年金の場合は雑所得となり、「必要経費」を控除することとなる。しかし、雑所得の必要経費は「雑所得に係る必要経費については、その雑所得の内容に応じて、それに類する他の所得に準じて計算することになる⁽⁵⁴⁾」とされていることから、一時所得に準じて「その収入を得

一定の要件を満たす場合は資産計上し、後の事業年度の損金とすることが通達によって定められている。

(53) 令和 3 年度版 コンメンタール×所得税務積義 逐条解説編（コンメンタール所得税法 3 巻 4734 頁）

(https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/D1WP_KAIZEI/D1WPKzHonbunTop.exe?t=1656049441488) (令和 4 年 6 月 24 日最終閲覧)。

(54) 令和 3 年度版 コンメンタール×所得税務積義 逐条解説編（コンメンタール所得税法 2-2 巻 2672 頁）

(https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/D1WP_KAIZEI/D1WPKzHonbunTop.exe?t=1656050359919) (令和 4 年 6 月 24 日最終閲覧)。

るために支出した金額」に類する計算を行うことができる⁽⁵⁵⁾と考える。そして、このような仕組みで過去の支払保険料を実際に保険金収入を得た時点で控除することができるということを基礎として、生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算の細目が所得税法施行令 183 条及び 185 条に規定されていると理解できる。

このことからすると、生命保険契約に関する課税を検討する際には、生命保険契約から何らかの所得が実現した時点を中心に検討する必要があるといえる。

(7) 所得の実現時点での課税とその経済的実質

所得の実現という視点で、保険料積立金が転換前後を通じて外部に流出することなく継続しているという経済的実質を見ると、転換の際に所得は実現していない⁽⁵⁶⁾ということになり、所得の実現がない時点では、保険事故の内容を変更したとしても、課税関係は生じない⁽⁵⁷⁾と考えることが適

(55) もし、年金にかかる雑所得の計算において、「その収入を得るために支出した金額」に類する計算を行うのではなくて、一般的な業務から生じる所得と同様の必要経費として所得計算を行うと考えた場合、一般的な会計に則った処理をする必要があることになる。すると、支払保険料は支出した年分に対応する必要経費ということになり、収入金額が存在しない年分の必要経費となる。雑所得は損益通算も損失の繰り越しもできないことから、支払保険料は支出した年分において（他の雑所得が無ければ）所得を減算することなく消滅し、逆に実際に年金として収入を得た年分における必要経費は存在しないということになってしまうであろう。それを避けるためには、生命保険契約自体をなんらかの資産と認めて、支払った保険料を資産の取得価額などとして記帳し続け、年金を受け取るにつれて資産を取り崩すという経理処理を行うしかない。しかし、会計的には、基本的に支払保険料は支払った時点の経費であることから、資産計上という会計処理とするためには、法人税法基本通達における資産計上ルールのようなものを所得税法基本通達にも設定しなくてはならないであろう。もちろん、所得税法施行令 183 条及び 185 条に規定されている計算の細目が事実上の資産計上ルールだと捉えることができるかもしれないが、やはり、一時所得類似の所得計算と理解する方が無理がないであろう。

(56) 例外として、契約者貸付が責任準備金と相殺された部分の金額については、保険料積立金が外部に流出していることから、部分的に所得として実現している。

(57) ただし、転換前に支払った保険料が、所得課税の対象となる保険金収入と完全に無関係であると確認できる場合には、その無関係な保険料については、「その収入を得るために支出した金額」には当たらないとする場合がないとは言えない。しかし、それは、転換時に所得が実現しているか否かということとはまた別の観点の問題である。（転換後に支払った保険料でも保険金収入と無関係であれば同じく「その収入を得る

当⁽⁵⁸⁾である。

(8) 小括

以上の検討から考えると、保険事故の内容を変更するような転換も含めて、転換時点においては、所得税及び贈与税の課税関係は生じないとする現行の転換通達の取り扱いは適当であるといえることができる。

第 2 節 保険金支払方法の変更に対する課税

生命保険契約には転換とは異なり、同一の保険契約のままで保険金の支払方法のみを変更する手続き⁽⁵⁹⁾もある。

その際、保険金を一時金で受け取る場合と年金で受け取る場合とでは課税関係が変わってくることから、支払方法の変更に対する課税関係が問題となる。

1 保険事故発生後の生命保険契約

既述のとおり、保険金受取人の権利は、保険事故等が発生するまでは、保険事故の発生という停止条件に加えて、保険契約者が変更権を行使しないという解除条件も付されたきわめて不安定な権利なのであるが、逆に言えば、保険金受取人の有する保険金請求権は、保険事故等が発生した時点で具体的な金銭債権となる。

さらに、保険契約者が保険金受取人を変更できるのも保険事故等が発生す

ために支出した金額」には当たらないという論点が生じる。)

(58) これは、保険事故発生までは生命保険契約についてのすべての権利義務を有する保険契約者を変更した場合ですら、相続税法の規定に従ってその時点では課税関係を生じさせないこととしていることも考慮すると、保険事故発生以前に保険事故の内容を変更したとしても、課税関係を生じさせないこととする方が課税の統一感という点でも好ましいと考えられる。

(59) 受け取り方法のみの変更に類する変更として、例えば、保険事故がまだ発生していない終身保険を年金保険に変更するような方法も考えられるが、保険事故の内容を変更するような場合は転換と同様の変更となる。つまり、ここでいう受け取り方法の変更とは、保険事故の内容を変更することなく、保険事故が発生した場合の保険金の受け取り方法のみの変更を対象とすることとなる。

るまで（保険法 43 条 1 項）であり、保険事故等が発生した後は、生命保険契約は、実質的に保険金請求権となり、保険金受取人の有する金銭債権となる。

2 保険金支払方法の変更

保険事故等が発生した場合に保険金を受け取るようになるのであるが、その受け取り方を一時金とするか年金とするか、任意のタイミングで選択できるものも多い。

例えば、被保険者が死亡した場合に一時金として死亡保険金が支払われるという内容の生命保険契約があったときに、その一時金を原資として一定の期間（例えば 10 年間）の確定年金として受け取るという受け取り方法の変更などが考えられる。

このとき、一時金としていったん保険金の課税を行った後に、その課税後の一時金を年金原資としたと考えるのか、それとも、被保険者の死亡時点では課税を行わず、生命保険契約等に基づく年金の雑所得としてのみ課税を行うべきかという問題が生じる。

3 保険金支払方法の変更に対する課税

これについては、いわゆる分割払い通達⁽⁶⁰⁾によっているところであるが、この取り扱いを理論的に分析すると、保険事故等発生時点において約定されている受け取り方法に応じた課税をいったん行うということを基本⁽⁶¹⁾としている。

つまり、保険事故が発生する前に年金受取を選択していれば、保険事故発生時に年金として確定することから、年金としての課税を行い、逆に、保険

(60) 社団法人日本損害保険協会からの照会に対する回答であり、国税庁 HP などでも公開しているわけではないが、保険に関する税務を解説している書籍（例：保険税務のすべて（令和 3 年度版）（新日本保険新聞社、2021 年）1613 頁。）などに掲載されている。

(61) ただし、保険契約者と保険金受取人が異なる場合に、保険契約者が保険事故発生前に年金受取を選択していたときは、保険事故発生後、保険金支払いまでの間に保険金受取人が選択した受け取り方法で課税することとされている。

事故が発生した後に年金受取を選択した場合は、保険事故が発生した時点で一時金として確定することから、一時金としての課税を行った後に、それを原資とした年金として課税を行うということになる。

このことは、保険事故発生によって保険金受取人に保険金受取請求権が生じたことによって、保険契約の内容が保険金受取人と保険者（保険会社）との間の金銭債権になるという私法上の性質とも適合しており、妥当な取り扱いであるといえる。

第 2 章 外貨建て生命保険契約に関する検討

生命保険契約の契約内容の変更の際しての課税関係は前章において検討したところである。しかし、生命保険契約が外貨建てであった場合、邦貨建ての場合の取り扱いをそのまま適用することが適当なのか必ずしも明白であるとは言いきれないところ、外貨建て生命保険契約への適用の適否に関して検討する。

第 1 節 所得税法における外貨建取引の換算

まずは、所得税法における外貨建取引の換算について概観する。

1 所得税法における外貨建取引の換算

外貨建取引の換算は、所得税法 57 条の 3⁽⁶²⁾に規定があり、外貨建取引が行われた時点で換算⁽⁶³⁾するとされている。

これは法人税法第 61 条の 8 に相当する規定⁽⁶⁴⁾であるが、他方、同法 61 条

(62) 第五十七条の三 居住者が、外貨建取引（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいう。以下この条において同じ。）を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。次項において同じ。）は当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

(63) 「金銭の貸付け及び借入れ」も規定されていることから、収入や支出といった損益に関わるものだけではなく、損益を生じない資産の移転も含まれることが分かる。

(64) 外貨建取引の換算に関しては、平成 18 年度の税制改正において所得税法に規定されたのであるが、それまでは法人税法の取扱いに準じた取扱いがなされていた。「この規定が設けられるまでは、所得税に関する法令においては外貨建取引の換算に関する規定が定められていなかったため、法人税法の規定による外貨建取引の換算方法に準じた取扱いがなされていた。しかしながら、近年、個人事業者等の海外における取引が増加している状況等を踏まえ、平成 18 年度の税制改正において、所得税においても外貨建取引の換算方法を法令上明確化することとされたものである。この外貨建取引の換算に関する規定は、平成 12 年度の税制改正において法人税法に規定された外貨建取引の換算に関する規定（法人税法第 61 条の 8）とほぼ同様のものとなっている。」令和 3 年度版 コンメンタール×所得税務積義 逐条解説編（コンメンタール所得税法 3 巻 4259 の 2 頁）。

の 9 のような外貨建資産・負債に関する規定はないことから、所得税法においては取引があった時にのみ換算が行われることとなる。

ただし、外貨建の預貯金に関して、所得税法施行令 167 条の 6 第 2 項に「引き続き同一の金融機関に同一の外国通貨で行われる預貯金の預入は（略）外貨建取引に該当しないものとする」との規定があることを受けて、外貨建資産・負債が事実上変化していないと認められる場合⁽⁶⁵⁾⁽⁶⁶⁾⁽⁶⁷⁾も、実務上、外貨

(https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/D1WP_KAIZEI/D1WPkzHonbunTop.exe?t=1655344167384) (令和 4 年 6 月 15 日最終閲覧)。

- (65) 外貨建預貯金を同一通貨のまま他の金融機関の外貨建預貯金とする場合については、「実質的には外国通貨を保有し続けている場合と変わりはなく、このような外貨の保有状態に実質的な変化がない外貨建預貯金の預入及び払出については、その都度これらを外貨建取引とすることにより為替差損益が認識されることは実情に即さないものである」と説明されている。国税庁ホームページ「外貨建預貯金の預入及び払出に係る為替差損益の取扱い」

(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/39.htm>) (令和 4 年 6 月 26 日最終閲覧)。

- (66) 借入金の借り換えについて、「外貨建借入金の元本について、一定の基本的な借入契約に定められた条件に基づき、引き続き同一の金融機関に同一の外国通貨で借換えが行われた場合のように、借換えの前後における外貨建借入金の内容に実質的な変化がない場合には、その際に計算される為替差損益は、単に評価上のものにすぎないと考えられるから、当該為替差損益は所得として実現しておらず、課税の対象となる収入として認識しないこととなる。」国税不服審判所平成 28 年 8 月 8 日判決。

(<https://www.kfs.go.jp/service/JP/104/05/index.html>) (令和 4 年 6 月 26 日最終閲覧)。

- (67) 外貨建預貯金を同一通貨のまま外貨建 MMF とする場合については、「新たな経済的価値（その投資時点における評価額）を持った資産（公社債投資信託の受益権）が外部から流入したことにより、それまでは評価差額にすぎなかった為替差損益に相当するものが所得税法第 36 条《収入金額》の収入すべき金額として実現したものと考えられますので、当該外貨建 MMF の投資金額の円換算額とその投資に充てた外国通貨を取得した時の為替レートにより円換算した金額との差額（為替差損益）を所得として認識する必要があります」と説明されている。国税庁ホームページ「預け入れていた外貨建預貯金を払い出して外貨建 MMF に投資した場合の為替差損益の取扱い」

(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/39.htm>) (令和 4 年 6 月 26 日最終閲覧)。

これに関しては、MRF を例に「外貨建預貯金の預入及び払出について為替差損益を認識しない根拠が、「実質的には外国通貨を保有し続けている場合と変わりはないことにあるならば、預貯金でない金融商品であったとしても、預貯金と同様の機能を有する金融商品の購入及び売却について為替差損益を認識すべきではない、という議論が可能であろう」との指摘もある。伊藤剛志「外貨建取引と為替差損益の課税」金子宏＝中里実編『租税法と民法』437-438 頁（有斐閣、2018 年）。

建取引があったとはしていない⁽⁶⁸⁾。

2 為替差損益の所得区分

また、この所得税法の規定の結果として、為替差損益は原則的には外貨建取引となる取引から生じる所得の種類に応じた所得区分に包含される⁽⁶⁹⁾こととなる。

例えば、ある事業において、商品（棚卸資産）1,000 個を単価 10 ドル（為替レート 100 円）で仕入れて、そのすべてを同じく単価 10 ドル（為替レート 102 円）で販売した場合であれば、以下のとおりの所得計算となる。（簡単のために、この事業は、この売買以外の取引その他損益がなかったものとする。）

（仕入れ） $1,000,000 \text{ 円} = 1,000 \times 10 \times 100$

（売上げ） $1,020,000 \text{ 円} = 1,000 \times 10 \times 102$

（事業所得） $20,000 \text{ 円} = 1,020,000 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円}$

この売買は、ドル建てでみれば、 $10,000 \text{ ドル} - 10,000 \text{ ドル} = 0 \text{ ドル}$ であることから、 $20,000 \text{ 円}$ の所得は為替差益を源泉とするものであると分かるが、所得税法 57 条の 3 の規定の結果、この $20,000 \text{ 円}$ は事業所得となるのである。

ここで、現金や預貯金の元本に関しては、「現金はだれが持っていてもその額面どおりの価値があり「値上がり」や「値下がり」を考えることができません。⁽⁷⁰⁾つまり、円の現金や預貯金の元本からは所得が生じない。そのため、外貨や外貨預金の購入や売却から生じる為替差損益は、包含されるべき元の所得区分がないことから雑所得となる⁽⁷¹⁾と考えられる。

(68) つまり、その時点では為替差損益が実現したとはしていない。

(69) 為替差損益はその性質を捉えた特定の所得区分に分離する必要があるという考え方もある。（藤岡祐治『為替差損益に対する課税：貨幣価値の変動と租税法』（国家学会雑誌 130 巻～132 巻）に詳しい。）しかし、それは所得税法 57 条の 3 に基づく法体系を根本から変更する法改正が必要となることから本稿では扱わないこととする。

(70) 佐藤英明『スタンダード所得税法（第 2 版補正 2 版）』87 頁（弘文堂、2020 年）。

(71) ただし、譲渡所得に含めることも可能とする見解もある。「インパクトローンにかかる為替差益（松山地判平成 7 年 2 月 24 日月報 42 巻 10 号 2533 頁、解釈上は譲渡

3 小括

所得税法における外貨建取引の換算は、(外貨の保有状態に実質的な変化がないと認められる場合を除き) 外貨建取引が行われた時点でのみ行い、その結果、為替差損益は、その取引によって生じる所得区分に包含されることとなる。

第 2 節 契約内容の変更の場合の課税の要否

所得税法における外貨建取引の換算に関する規定を外貨建て生命保険契約の契約内容の変更の場合に当てはめる。

1 契約当事者の変更

(1) 契約者の変更

まず、契約者の変更であるが、相続税法 3 条及び 5 条の規定とその趣旨から、「生命保険金については、保険料負担者が異なっても保険事故の生じた際に課税関係を完結させることを意図していると考えられる⁽⁷²⁾」とされており、外貨建て生命保険契約であっても、この明文規定から、原則として所得税及び贈与税の課税関係を生じさせないことになる。

それは同時に、所得税法の観点では、契約者変更時には所得が実現しないと取り扱うことになるが、もし、これが課税上の弊害を生じることとなるならば、何らかの規定を定める必要がある。

ここで、契約者変更時点で所得税及び贈与税の課税を行わなかった場合、次の(そして最終の)課税の機会である保険金を受け取る際の課税を考えると、所得税の対象となる場合、所得税法 57 条の 3 の規定のとおり、保険

所得に含めることも可能であると考える) 金子宏『租税法 (第 24 版)』309 頁 (弘文堂、2021 年)。

(72) 令和 3 年度版 コメントール相続税法 1 巻 806 頁

(https://zei-ptl.d1-law.com/cgi-bin/D1WP_KAIZEI/D1WPKzHonbunTop.exe?t=1655860495511) (令和 4 年 6 月 22 日最終閲覧)。

事故発生時に保険金額を邦貨換算したものが収入金額となり、収入を得るために支出した金額については、支出時ごとに邦貨換算した保険料の邦貨建て金額の累計額となる。つまり、邦貨建て生命保険契約と同様に、実際の収入金額から実際の支出金額を差し引いて所得を算出していることになり、所得税の原則的な所得計算に特段の問題は生じないといえる。

よって、契約者変更の際に課税関係を生じさせないという取扱いを外貨建て生命保険契約にそのまま当てはめることにつき、問題はないと考える。

(2) 保険金受取人の変更

相続税法基本通達 3-34 でも確認されているとおり、保険金受取人の変更の際には、課税関係は生じないこととされている。

その理由は、保険法の学説において、保険金請求権が、「保険事故の発生という停止条件に加えて、保険契約者が変更権を行使しないという解除条件も付されたきわめて不安定な権利⁽⁷³⁾」であることを元にしてしているところ、保険契約が外貨建てであったとしても、その権利の不安定性に違いはないことから、保険金受取人の変更の際に課税関係を生じさせないという取扱いを外貨建て生命保険契約にそのまま当てはめることにつき、問題はないと考える。

2 転換

転換の前後の生命保険契約が外貨建てである場合、「新契約成立と同時に旧契約が消滅する」という観点からは外貨建取引にあたり、その時点で為替差損益を計算する必要があるということになる。しかし、既述のとおり、旧契約との継続性を担保する条項が存在し、経済的実質からも税務上も、保険契約そのものに継続性があると解釈する場合は、転換による所得税法上の所得の実現はなく、外貨建取引にあたる取引はないということになる。つまり転換時に為替差損益を認識しないことが適当である。

(73) 山下・前掲注(11)334 頁。

ただし、もしこの取り扱いによって課税上の不都合が生じるのであれば、適切な取り扱いを定める必要がある。しかし、所得が実現しなければ支払保険料は課税とは無関係のまま終わるだけであり、保険金等の収入によって所得が実現し所得税の課税が行われる場合には、その時点でそれまでの支払保険料の邦貨換算額が費用として控除されるという所得計算の構造において、転換時に課税を行わないと課税の機会を逃すというような課税上の不都合は生じないと思われる。

一点、転換の前後で使用される通貨が変更された場合、所得税法施行令 167 条の第 6 第 2 項の規定から、同一通貨でないのであれば、外貨建取引から除かれないのではないかとも思われる。しかし、同条の規定は、本来外貨建取引に該当する場合でも一定の場合には外貨建取引に該当しないものとして扱うことができるという規定である。

これに対して、生命保険契約の転換については、保険者の内部で保険料積立金の引継ぎが行われているのであって、保険料積立金のための通貨が変更されたとしても、保険者の内部における処理であって、保険契約者からみて所得が実現したと評価できる取引が発生するわけではない⁽⁷⁴⁾。

実際、転換の前後で使用される通貨が変更された場合を考えたとしても、保険金が一時金であれば、保険事故発生時に保険金額を邦貨換算したものが収入金額となり、収入を得るために支出した金額については、支出時ごとに邦貨換算した保険料の邦貨建て金額の累計額となる⁽⁷⁵⁾。つまり、邦貨基準で実際の収入金額から実際の支出金額を差し引いて所得を算出していることに

(74) むしろこの時点で課税を行うと、将来、結果的に保険事故が発生せず、保険契約から所得が実現しなかった場合に、結果として公平感を欠く課税となってしまうおそれもある。

(75) 極端な例を考えるならば、ドル建保険契約を転換によって豪ドル建保険契約にした上で保険金の受取はユーロにするような場合が考えられる。そのような保険は変額保険になると思われるが、それでも、支払保険料はそれぞれの通貨から支払時点のレートで邦貨換算し、受取保険金は受け取った通貨を受け取り時点で邦貨換算した金額とすることで問題とはならない。

なり、所得税法 57 条の 3 に基づく所得計算に特段の問題は生じない⁽⁷⁶⁾。よって、邦貨建て生命保険契約では課税関係が生じないような転換の際に敢えて為替差損益を認識するような取り扱いをする必要性はないと考えられる。

3 保険金支払方法の変更

支払方法の変更が行われた生命保険契約が外貨建てであった場合、邦貨建ての場合の取扱いをそのまま適用すれば、以下のような所得計算となる。

まず、保険事故等発生時点においていったん一時金としての課税がなされる場合は、その時点で一時金として所得が実現するのであるから、その一時金の額を邦貨換算した金額が収入金額となり、収入を得るために支出した金額については、支出時ごとに邦貨換算した保険料の邦貨建て金額の累計額となる。

これは、邦貨建て生命保険契約と同様に、実際の収入金額から実際の支出金額を差し引いて所得を算出していることになり、所得税の原則的な所得計算に特段の問題は生じないといえる。

他方、外貨建ての年金収入に対する雑所得課税については、後述するように、所得計算の際に注意が必要となるものの、受取方法の変更を行ったのが保険事故等発生時よりも前か後かを基準として、保険事故等発生時点で年金として受給する契約となっていた場合に年金として課税を行うという判定基準自体には、外貨建てであることが影響を及ぼすことはない。

4 小括

以上のことから、生命保険契約における契約内容の変更に際して、課税上の取扱いは、外貨建て生命保険契約についても同様であると考えられる。

(76) ただし、年金で受け取る場合は、年金額に対して必要経費として保険料を割り付ける際の計算についての検討が必要と思われる。

第 3 章 外貨建て生命保険契約に基づき年金を受け取る場合

第 1 節 外貨建て生命保険契約に基づき年金を受け取る場合

1 年金による雑所得の計算方法

保険契約に基づき年金を受け取る場合は、年金受給権が相続税等の対象となっていなければ⁽⁷⁷⁾所得税法施行令 183 条、相続税等の対象となっているならば⁽⁷⁸⁾同 185 条によって雑所得の金額を計算することになる。

ここで、どちらの規定も必要経費に算入する金額は同様であり、

$(\text{総収入金額に算入する金額}) \times (\text{保険料等の総額}) / (\text{年金の支払総額}^{(79)})$

とすると定めている。これは、既に支払った保険料の総額を総収入金額に算入する年金額に対して比例的に割り付ける計算であり、十分に合理的な規定であるといえる。

ここで、総収入金額に算入する金額は、同 183 条の場合は支払われる年金額である。

また、相続税等の対象となった場合の総収入金額に算入する金額は同 185 条により

$(\text{年金の支払総額}) \times (\text{課税割合}^{(80)}) / (\text{課税単位数}^{(81)}) \times (\text{経過年数})$

と定められており、生保年金についての二重課税排除として、十分に合理的な規定である⁽⁸²⁾といえる。

(77) 保険契約者と年金受取人が同一の場合。

(78) 保険契約者と年金受取人が異なる場合。

(79) 終身年金など確定年金でない場合の計算方法も同令に規定されている。

(80) 年金の支払総額のうち、相続税等の対象となった金額によって相続税評価割合が定まり（令 185 条 3 項 3 号）、それに応じて、つまり、相続税等の対象とならなかった部分が「課税割合」となる（同項 4 号）。

(81) 課税単位数と経過年数は生保年金二重課税判決を受けて、相続税等課税済みの部分を所得税非課税にするための技術的な計算である。

(82) ただし、この二重課税排除の計算を行った上で、さらに必要経費の減算を行うのは二重控除であるという指摘もある。篠原克岳「相続税と所得税の関係について—「生

しかし、支払われる年金が外貨建てであった場合の計算については、年金支払いが行われる期間中の為替変動を考慮すると、「年金の支払総額」を事前に邦貨建てで計算することが不可能であるため、規定の適用に際して困難が生じることとなる。

2 外貨建て生命保険契約に基づき年金を受け取る場合の検討

これについては、東京国税局文書回答事例「相続等に係る米ドル建保険年金の邦貨換算及び所得計算について⁽⁸³⁾」において解決策が示されていることから、この文書回答事例を用いて検討する。

保年金二重課税事件」を素材とした考察一」税務大学論叢 74 号 50 頁（2012）。
(83) 国税庁ホームページ 東京国税局文書回答事例（令和 2 年 3 月 9 日）
（<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/shotoku/200309/index.htm>）（令和 4 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(参考) 本件年金に係る雑所得の金額の計算例

本件年金の支払が 4 年目の場合の雑所得の金額の計算例を示すと、次のとおりとなります。

[例]

加入年齢：30 歳、死亡年齢：50 歳 (X1 年)

保険期間：30 年

年金支払期間：10 年 (月額 1,000 米ドル)

確定年金の支払総額：120,000 米ドル

掛金：月額 25 米ドル (保険料の総額 6,000 米ドル)

課税割合：11% (相続税評価割合 88%)

課税単位数：45 (= 10 年 × (10 年 - 1 年) ÷ 2)

経過年数：3 年 (X4 年)

X4 年の T T M：115 円

この文書回答事例において、「生命保険契約等に基づき支払われる年金 (旧相続税法対象年金を除きます。) で保険金受取人等が支払を受けるもの (以下「相続税法対象年金」といいます。) については、課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分を総収入金額に算入することとされており、本件年金のように年金の支払開始日において支払総額が確定している年金 (確定年金) の場合、その算入額は…「確定年金の支払総額」を基礎として算定することとされています」とした上で、「ここでいう「確定年金」が年金の支払開始日において支払総額が確定している年金であること (所得税法施行令第 185 条第 1 項第 1 号) からすれば、「確定年金の支払総額」についても年金の支払開始日における支払総額であるところ、…「確定年金の支払総額」は必要経費算入額の算定にも用いられるものであり、年金の支払が外貨建で行われる場合には、年金の支払開始日における為替レート (T T M) で邦貨換算した金額になると考えられます。しかしながら、相続税法対象年金の場合に、「確定年

金の支払総額」を年金の支払開始日における為替レート（T T M）で邦貨換算した金額とすると、その後には支払を受ける年金の額についても年金の支払開始日における為替レート（T T M）で換算したものとなり、結果的に各年金支払日における為替レートの変動を反映したものとはいえないこととなる可能性があります。」と指摘している。このように、為替変動の影響を受ける「年金の支払総額」に関して、「所得税法施行令第 185 条第 1 項第 8 号に規定する年金の支払総額のうち保険料の総額の占める割合（必要経費割合）は、必要経費の額（保険料の総額）を年金支払期間に応じて比例的に配賦することを擬制する技術的なものであることからすれば、必要経費割合の算定に当たって総収入金額や必要経費の額のように邦貨換算額で算定することが絶対的に求められているとまでは解されず、原則的には邦貨換算額で算定するとしても、年金の支払が外貨建てで行われる相続税法対象年金のように、年金の支払総額を邦貨換算額で算定することが困難又は不合理な結果となる事例においては、他の合理的な算定方法も許容されると考えられます」として、「これらの点を踏まえると、本件年金に係る所得計算において総収入金額に算入する金額は、米ドル建ての「確定年金の支払総額」を基礎として「総収入金額算入額」を算定した上で、本件年金が支払われる各年の為替レートで邦貨換算した金額とするのが相当です」としている。

ところで、ここまでの検討において、本件年金を、米ドル建て確定年金という保険契約であることから「確定年金」としているところ、所得税法施行令においては、確定年金とは、「年金の支払開始の日（略）において支払総額（略）が確定している年金をいう」と同令 185 条 1 項 1 号に規定されている。そして、ここで「支払総額が確定している」という規定を邦貨建ての金額で確定していると捉えるならば、この時点で、外貨建て確定年金は所得税法上の確定年金ではないことになってしまう。では、支払総額が確定していない年金とした場合、どうなるかを検討すると、支払総額が確定していない年金は、終身年金（同項 2 号）、有期年金（同項 3 号）、特定終身年金（同項 4 号）、特定有期年金（同項 5 号）に分類されることとなっており、現行の規定では、

どれにも当てはまらないという結論になってしまう。しかし、この結論は明らかに不合理であることから、確定年金か否かの判定に用いられる「支払総額」についても、邦貨建てであることは求められていないと考えられる。

ここからも、この文書回答事例において、同条の規定する、相続税の対象となった年金に関する二重課税排除のために相続税課税済の金額を各年の年金に規則的に順次配賦するための計算や必要経費を比例的に配賦するための必要経費割合において、「確定年金の支払総額」とある規定について、邦貨建てであることを必須としているものではないと考えることは適当であるということができよう。

まず、相続税課税済部分を除いた総収入金額算入額の計算例は、以下の通りとなる。

<p>(イ) 総収入金額算入額・・・101,198 円</p> <p style="padding-left: 20px;">確定年金の支払総額 (120,000 ドル)</p> <p style="padding-left: 40px;">× 課税割合 (11%) ÷ 課税単位数 (45)</p> <p style="padding-left: 20px;">＝ 一課税単位数当たりの金額 (293.33 ドル)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="padding-left: 20px;">一課税単位数当たりの金額 (293.33 ドル) × 経過年数 (3 年)</p> <p style="padding-left: 20px;">＝ 総収入金額算入額 (879.99 ドル)</p> <p style="text-align: center;">↓ (邦貨換算…879.99 ドル × 115 円)</p> <p style="padding-left: 20px;">総収入金額算入額 (101,198 円)</p>
--

つまり、計算の基準となる年金の支払総額が為替変動の影響を受けないようにドル建てで計算を進め、ドル建ての総収入金額算入額を求めた上で、その年金が支払われる各年の為替レートで邦貨換算している。これは、相続税の対象となった年金に関する二重課税排除のために、相続税課税済の年金（上記の例でいえば相続税評価割合 88% 部分）を各年の年金に規則的に順次配賦す

るといふ所得税法施行令 185 条の趣旨に合致するものであるといえ、年金として雑所得課税されることとなる課税割合部分の所得計算としては優れたものである⁽⁸⁴⁾。

次いで、必要経費算入額であるが、「その年の…総収入金額算入額…に必要経費割合を乗じた金額とされているところ…必要経費割合の算定の分母となる「年金の支払総額」は…年金の支払開始日における「確定年金の支払総額」です。そして、本件年金に係る所得計算においては、「総収入金額算入額」は米ドル建の「確定年金の支払総額」を基礎として算定することを相当としていますので、必要経費割合の算定においても米ドル建の「確定年金の支払総額」を用いることが合理的と考えます。一方、必要経費割合の算定の分子となる「保険料の総額」は、本来は各保険料支払日における為替レート（TTM）で邦貨換算した金額の合計額が相当であると考えられますが…分母となる「確定年金の支払総額」を米ドル建の金額としていることから、分子についても米ドル建の金額とせざるを得ない、としており、これは、総収入金額算入額の計算と理論的な整合性のある適当な取り扱いであるといえる。

そしてこの方法による必要経費割合の計算例は以下の通りとなる。

保険料の総額（6,000 ドル） ÷ 確定年金の支払総額（120,000 ドル） ＝必要経費割合（0.05）

そして、「必要経費割合が技術的なものであることに鑑みれば、必ずしも各保険料支払日における邦貨換算額の合計額と一致しなければならないものではないと考えます。したがって、本件年金に係る所得計算において必要経費

(84) 他方で、相続税課税済として年金としての雑所得課税の対象とならなかった相続税評価割合部分について、為替差損益を認識する必要があるのかという点については明らかにされていない。しかし、それを明らかにするには、生保年金二重課税判決の射程がどこまで及ぶのかといった論点まで考慮する必要があることから、将来検討すべき課題として指摘するに止め、本稿ではこれ以上検討しないこととする。

に算入する金額は、上記イで算定した「総収入金額算入額」(邦貨換算額)に、米ドル建の「保険料の総額」及び「確定年金の支払総額」を基に算定した必要経費割合を乗じた金額とするのが相当です。」としており、その理論に基づくと計算は以下の通りとなる。

<p>(ロ) 必要経費算入額・・・5,060 円</p> <p>保険料の総額 (6,000 ドル) ÷ 確定年金の支払総額 (120,000 ドル)</p> <p>＝必要経費割合 (0.05)</p> <p>(イ) で求めた総収入金額算入額 (101,198 円) × 必要経費割合 (0.05)</p> <p>＝必要経費算入額 (5,060 円)</p> <p>(ハ) 雑所得の金額・・・96,138 円</p> <p>(イ) 総収入金額算入額 (101,198 円)</p> <p>－ (ロ) 必要経費算入額 (5,060 円)</p> <p>＝雑所得の金額 (96,138 円)</p>
--

確かに、所得税法施行令 185 条 1 項 8 号は「当該年金 (中略) の額 (第一号から第六号までの規定により総収入金額に算入される部分の金額に限る。)」に必要経費割合を乗じて計算した金額を必要経費に算入する旨規定しており、同項 1 号の規定によって総収入金額に算入される部分の金額とは、この例でいえば邦貨で「101,198 円」と既に計算されていることから、これに必要経費割合を乗じることは同条の規定に忠実である。

しかし、計算によって得られた数値を精査したならば、年金が支払われた年の為替レートで換算された総収入金額算入額に必要経費割合をかけて必要経費算入額を求めていることから、この必要経費算入額 (5,060 円) というのは、保険料についても X4 年の為替レート (115 円) で邦貨換算されていることが分かる。

これは各保険金支払い時における為替レートが総収入金額算入額の計算を経由して保険料の換算に適用されることを意味しており、所得税法 57 条の 3 に規定する外貨建取引の換算方法、即ち「当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額」を用いるという規定との整合性には疑問があるように見える。

そのため、こうして計算された必要経費算入額の合計額は、実際の各保険料支払日における邦貨換算額の合計額（の課税割合相当額）と一致しないこととなり、実額による所得計算という実質的な観点からも疑問があると思われる。

そして、これらの疑問点も「邦貨換算額で算定することが困難又は不合理な結果となる事例」と捉えるならば、文書回答事例において照会者が示した必要経費の計算方法以外の「他の合理的な算定方法」を模索する意義はあるものと考ええる。

これについては、私見であるが、必要経費割合をかけるべき金額をドル建の総収入金額算入額（この事例では 879.99 ドル）とし、それによって計算されるドル建の必要経費算入額に、実際の各保険料支払日における支払保険料の金額と為替レートを用いて総平均法に準ずる方法によって計算した単価に当たる為替レートをかけたものを邦貨建の必要経費算入額とすると取り扱うこととすれば、所得税法施行令 183 条及び 185 条の規定からは逸脱することになるが、所得税法 57 条の 3 の趣旨に沿った必要経費算入額を求めることができる、他の合理的な計算方法であると考ええる。

例えば、支払保険料について、実際の支払いに基づいて総平均法に準ずる方法で計算した為替レートが 110 円であったとしたら、先の計算は以下のように修正される。

(ロ) 必要経費算入額・・・4,840 円

保険料の総額 (6,000 ドル) ÷ 確定年金の支払総額 (120,000 ドル)

= 必要経費割合 (0.05)

(イ) で求めた ドル建 の総収入金額算入額 (879.99 ドル) × 必要経費割合 (0.05)

= 必要経費算入額 (44.00 ドル)

↓ 支払保険料の

↓ 実際の平均為替レート (110 円) による邦貨換算

↓ 44.00 ドル × 110 円

必要経費算入額 (4,840 円)

(参考: 44.00 ドル × 115 円 で 5,060 円になる。)

(ハ) 雑所得の金額・・・96,358 円

(イ) 総収入金額算入額 (101,198 円)

－ (ロ) 必要経費算入額 (4,840 円)

= 雑所得の金額 (96,358 円)

(参考: 元の計算では 96,138 円)

3 差異の生じる原因

この差異は、生保年金の所得計算を規定する同令 185 条⁽⁸⁵⁾のとおり計算した場合⁽⁸⁶⁾、外貨建取引の計算方法を規定する所得税法 57 条の 3 の趣旨に

(85) 同 183 条も同様である。

(86) 同令 185 条については「その年に支払を受ける当該年金…の額 (第一号から第六号までの規定により総収入金額に算入される部分の金額に限る。) に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額は、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。」という規定中の「その年に支払を受ける当該年金…の額 (第一号から第六号までの規定により総収入金額に算入される部分の金額に限る。)」という文言を遵守し、既に規定に則って総収入金額に算入されるべき年金

若干そぐわない部分が生じてしまったものと説明できよう。しかし、生保年金の所得計算は同令 185 条に従う必要があり、その結果が他の条文との関係で問題が生じるというのであれば、それは、法令改正によって対処すべきものである。

実際問題としては、支払保険料の平均為替レート(本事例における 110 円)が円安水準となる場合もあり、また、将来の年金受給時の為替レート(本事例における 115 円)が今後どうなるかも不明であるため、この計算の差異を利用して過度な節税を目論むというようなことはあまり想定できないと思われる。

4 小括

これまでの検討から、東京局文書回答事例の方法は、所得税法施行令 185 条 1 項 8 号の規定に忠実であり、また、計算過程が少なく簡便であり、課税上の弊害も考えられないことから、これを変更してまで同条の規定から多少なりとも逸脱する異なる計算方法を導入するべきではないと考える。

ただし、中長期的な観点でみれば、生保年金が外貨建てであった場合の所得計算方法について、所得税法 57 条の 3 の趣旨も考慮した法令改正が行われることが、より望ましいであろう⁽⁸⁷⁾。

第 2 節 法令整備の必要性

これまで見てきたように、外貨建て生命保険契約によって年金を外貨で受け取る場合の計算方法については、法令上明らかとされておらず、保険商品を開発する保険会社が、国税当局の行う文書回答手続を利用することにより、保険

の額が邦貨建てで計算済みであることから、その邦貨建ての金額を使用しているといえる。

(87) 現段階では想定できないとはいえ、将来、この計算の差異を利用して過度な節税を図る保険商品が提供されるようなことがあれば、速やかに法令改正などによって対処すべきである。

会社が合理的と考えた一定の計算方法によって差し支えないか照会した結果、国税当局より「貴見のとおりで差し支えない」旨の回答が行われているという状況⁽⁸⁸⁾であり、それが公表されることによって多くの納税者の参考になることは好ましいことである。

しかし、今回示したとおり、外貨建て生命保険契約によって年金を外貨で受け取る場合の合理的な計算方法については他にも成立しうると考える。

他方、今後、高度外国人材の移住促進などの政策によって、外貨建て生命保険契約による外貨建て年金もより一般的なものとなっていくことが想定⁽⁸⁹⁾される。そのような中で、外貨建て年金による所得の計算方法が、現在のところ実害がないとはいえ、法令上、明らかでないものがあるというのは好ましいものではないと思われる。

そこで、私案として法令改正によって外貨建て年金による所得の計算方法を明確化する場合の計算方法を考えてみることにする。

1 私案

(1) 東京国税局文書回答事例の方法

これは、外貨建てでなければ計算できない「確定年金の支払総額」と必要経費割合の計算として通貨を揃える必要がある部分のみを外貨建てとし、それ以外の項目については、所得税法施行令 183 条及び 185 条の規定どおりに計算するものである。

計算は以下のとおりとなる。

(88) 外貨建てではなくとも、年金受取期間中も運用が続けられる変額保険でも、受取年金総額が確定しないという問題があり、これも文書回答がなされている。「変額個人年金保険の課税上の取扱いについて」

(<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/souzoku/01.htm>、<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/souzoku/02.htm>) (令和 4 年 6 月 17 日最終閲覧)。

(89) 他にも、わが国の低金利が生命保険会社による外貨建て生命保険の販売を促す効果を持つ。これは、低金利環境による運用難→運用環境の良い外貨での運用増→保険会社の負う為替変動リスク増→為替変動リスクを保険契約者が負担することになる外貨建て生命保険の販売増への誘因、となるからである。

必要経費割合＝保険料の総額（外貨）÷年金の支払総額（外貨）
 必要経費算入額（円）＝年金にかかる総収入金額（円）×必要経費割合
 雑所得の金額＝年金にかかる総収入金額（円）－必要経費算入額（円）

（メリット）

現行の所得税法施行令 183 条及び 185 条の規定に最も忠実であり、また、計算過程が少なく簡便である。

法令改正の必要がないか、あっても最小限の改正で済む。

（デメリット）

保険料を実際に支払った際の為替レートが計算に反映されないことから、所得税法 57 条の 3 に規定する外貨建取引の換算方法、即ち「当該外貨建取引を行つた時における外国為替の売買相場により換算した金額」を用いるという規定との整合性には、法令改正をしたにもかかわらず疑問が残ることになる。

また、必要経費割合を同一の通貨で整えることが必要となる計算方法であることから、（あまり想定はされないものの）保険料の支払い通貨と年金の受け取り通貨が異なる場合や、保険料の支払い通貨が転換等により途中で変化した場合には対応できない。

（2）必要経費算入額まで外貨建てで計算した後に邦貨換算する方法

既述のとおり、必要経費割合を計算する段階までは東京国税局文書回答事例の方法と同様であるが、その必要経費割合を用いて必要経費算入額も外貨建てで計算した後、実際の各保険料支払日における支払保険料の金額と為替レートを用いて総平均法に準ずる方法によって計算した単価に当たる為替レートをかけたものを邦貨建の必要経費算入額とする方法である。

必要経費割合＝保険料の総額（外貨）÷年金の支払総額（外貨）

必要経費算入額（外貨）＝年金にかかる総収入金額（外貨）×必要経費割合

必要経費算入額（円）＝必要経費算入額（外貨）×実際の各保険料支払日における平均為替レート

雑所得の金額＝年金にかかる総収入金額（円）－必要経費算入額（円）

（メリット）

所得税法 57 条の 3 の規定の趣旨に適合するものであり、収入時点の為替レートで邦貨換算した収入金額から支出時点の為替レートで邦貨換算した支出金額を控除することができる。

（デメリット）

（1）案よりも計算過程が増える分、計算が複雑化する。

また、（1）案と同様に、保険料の支払い通貨と年金の受け取り通貨が異なる場合や、保険料の支払い通貨が転換等により途中で変化した場合には対応できない。

（3）必要経費割合を保険料の総額（円）、年金の支払総額（外貨）で計算

邦貨建てで確定できない年金の支払総額だけを外貨として、必要経費割合の計算の際の分子である保険料の総額については、実際の各保険料支払日における支払保険料の金額と為替レートを用いて邦貨換算した総額（円）を用いる方法である。

必要経費割合（円／外貨）＝保険料の総額（円）÷年金の支払総額（外貨）

必要経費算入額（円）＝年金にかかる総収入金額（外貨）×必要経費割合（円／外貨）

雑所得の金額＝年金にかかる総収入金額（円）－必要経費算入額（円）

（メリット）

所得税法 57 条の 3、所得税法施行令 183 条及び 185 条の現行の各規定の趣旨に適合するものである。

また、保険料の支払い通貨がどのように変遷していても、すべて支出時点のレートで邦貨換算されることから対応可能である。

(デメリット)

必要経費割合に単位を意識することは、数学的には問題ないとしても計算の簡便性は低下する。

- (4) 課税割合に対応する保険料の総額（円）を年金の支払年数で均等に配分
 所得税法施行令 183 条及び 185 条の規定において、年金の支払総額とは、変動しない年金額に年金支給年数を乗じたものとして計算されている。

そして、これらの規定において、年金の支払総額が確定していない年金の場合の計算も規定されているが、その内容とは、年金の支払い期間が未確定な場合の年数の見積り方法を示して、その見積り年数を利用して年金の支払総額を見積もっていると分解することができる。

すると、これらの規定から、年金の支払い期間の見積り方法だけを分離し、保険料の総額（同条 185 条の場合は課税割合に対応する金額）を年金の支払い期間の見積り年数で割って、均等に配分することも十分合理的であると考ええる。

$$\text{必要経費算入額（円）} = \text{保険料の総額（円）} \div \text{年金の支払い期間}$$

$$\text{雑所得の金額} = \text{年金にかかる総収入金額（円）} - \text{必要経費算入額（円）}$$

(メリット)

計算が最も簡便である。

また、所得税法 57 条の 3 の趣旨に適合するものである。

さらに、保険料の支払い通貨がどのように変遷していても、すべて支出時点のレートで邦貨換算されることから対応可能である。

他にも、変額保険などの外貨建て以外の理由で年金の支払総額が確

定していない年金の場合であっても対応可能⁽⁹⁰⁾である。

(デメリット)

各年分における総収入金額と必要経費算入額が、邦貨建ての金額では比例的に対応しないことから、各年の為替レートによっては、損失が出る年分が生じる可能性が増える。(損益通算ができない雑所得であることから弊害は大きい。)

2 小括

文書回答事例の方法を含めて4つの法令改正案を提示したところであるが、そのメリットとデメリットを考えると、第3案の必要経費割合を保険料の総額(円)、年金の支払総額(外貨)で計算する方法が、簡便性低下のデメリットがあったとしても、所得税法 57 条の 3、所得税法施行令 183 条及び同 185 条の各規定の趣旨に適合するものである上に、保険料の支払い通貨がどのように変遷していても対応可能である点は非常に大きなメリットであると考えられる。

もちろん、現状において課税上の弊害が目立つというわけではない制度に対する改正が行われるのか、さらには、改正される場合でも、立法担当者が実際に法案を作成する際に、どのような案を採用するかということは、その時点での政策判断によるところが大きく、最終的にどのような制度となるかは分からないが、これまでの文書回答事例や本稿における検討などを参考に、法令において外貨建て年金に関する規定が整備されることが望ましいと考える。

(90) 年金受取期間中も運用が続けられる変額保険に関する文書回答事例における計算方法と結果的に同じ計算方法となる。「変額個人年金保険の課税上の取扱いについて」(<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/souzoku/01.htm>、<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/souzoku/02.htm>) (令和 4 年 6 月 17 日最終閲覧)。

おわりに

まず、生命保険契約における契約内容の変更の際して、税務上どのように扱うべきかについては、契約者の変更は相続税法によって変更時点では原則的には課税関係が生じないと定められている。

次に、転換については、保険事故の内容を変更するものであったとしても、経済的実質における継続性と所得としての実現があるかという観点から、これも転換時に課税関係を生じさせるものではなく、それは外貨建て生命保険契約についても同様であると判断した。

さらに、保険事故発生によって生じる保険金の受取方法の変更については、保険事故発生によって生命保険契約は保険金受取請求権として保険金受取人において実現することから、受取方法の変更を申し出た時期が保険事故発生の前か後かによって判断する現在の分割払い通達による取り扱いが妥当であり、それは外貨建て生命保険契約についても同様であると判断した。

他方、外貨建て生命保険契約に関する課税を考えた際に、年金で保険金を受け取る場合の課税方法を定める現行の所得税法施行令の規定は、外貨で年金を受け取る場合には明確にされていないところがあり、法令の趣旨を踏まえた合理的な計算方法を考えたところ、合理的と思われる方法が複数考えられることも分かった。

今後、外貨建て年金保険もより一般的なものとなっていくことが想定されることもあり、これまでの文書回答事例や本稿における検討などを参考に、法令において外貨建て年金に関する規定が整備されることが望まれる。